

県職交渉（確定②）概要

- 1 日 時 令和7年11月13日（木）
2 場 所 審理審問室
3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
【組合】委員長、副委員長、書記長外
4 議 題 通勤手当、両立支援、船員作業手当、経験年数換算表、時間外勤務、再任用職員、会計年度任用職員

【参考】R7確定交渉② 提案内容

- 人事委員会勧告等の対応については、12月定例会で関係条例の改正を提案することしたいと考えている。
- 通勤手当について、自動車又は自転車等の駐車場の利用に対する手当について、令和8年4月から、人事委員会勧告のとおり、1か月当たりの支給の限度額を5,000円に引き上げるとともに、支給額を1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額とする取扱いを廃止することしたいと考えている。
- 国において、航海中の船舶において行う運航業務等を対象に、その物理的危険性や精神的負担を踏まえて特殊勤務手当が新設されたことから、令和8年4月から、国に準じて船員作業手当を新設したいと考えている。
- その他の課題等については、前回説明した内容等により、引き続き議論したい。

項目	組 合 主 張	当 局 回 答
通勤手当	○駐車場の手当については見直し後も49人は自己負担が残ると聞いている。引き続き検討は続けてくれ。	
両立支援	○子育ち休暇の新設や家族看護等休暇の改善を要望しているがどうか。 ○必要な者には切実な問題だ。離職対策にもなる。	○国や他県の状況から、人事委員会の理解を得るのが難しい状況は変わらない。 ○引き続き人事委員会に話をしていく。
船員作業手当	○対象となる所属は。 ○他にも船に乗る業務はあるのではないか。	○農林の漁業取締業務に従事している者に適用されるを考えている。 ○職員が船を運航する場合が対象で、運航委託は対象外だ。
経験年数換算表	○今年の勧告なので、今年度の採用者に在職者調整をして欲しい。全く同じ経歴で入庁したら10割と8割で逆転するのではないか。	○今後の採用確保の視点で見直すものであり、国もやっていない中で、繰上げ採用者を除く在職者調整は考えていない。
時間外勤務	○デジタル化の取組は否定しないが、縮減に向けてすぐに成果が出るものが必要だ。検討状況はどうか。	○今年度、DX・人事・局で共同して業務のデジタル化に着手している。より効率的に業務ができるよう取り組んでいく。
再任用職員	○正規職員と同じ業務なのに勤務条件が違うのはおかしいのではないか。 ○再任用職員は人材育成も含めて担っている。この待遇ではモチベーションが上がらない。	○再任用制度は国において民間水準を踏まえて整理されたものであり、国で考えてもらえるよう働き掛けを続けていく。 ○何ができるか引き続き考える。
会計年度任用職員	○国のマニュアル改定を踏まえて報酬の上限を撤廃しないのか。 ○導入時から仕事内容は変わっている。 ○現場の実態を客観的に把握してくれ。 ○病気休暇や短期介護休暇も改善してくれ。	○報酬水準は、制度導入時に本県の実態を踏まえて設定しており、見直しが必要とまでは考えていない。 ○役割を明確にし、業務を担ってもらっている。